

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 4 年度 特別検討小委員会議事要旨

開催日時	令和 4 年 8 月 18 日 (水) 9 時 34 分 ~ 10 時 41 分
開催場所	大津労働基準監督署 会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 3 人) 石井利江子 平井建志 佐野洋史  労働者代表委員 (定数 3 人) 大江彰宏 大西省三  使用者代表委員 (定数 3 人) 石田秀幸 西田保夫 水野 透  事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、  神崎室長補佐、高津衛生専門官</p>
主要議題	<p>参考人の意見陳述について  特定 (産業別) 最低賃金の改正決定の必要性について  特定 (産業別) 最低賃金の改正決定の報告について</p>
議事要旨	<p>・労働者側参考人として、U A ゼンセン常任中央執行委員が意見陳述。  ・労使各側委員の主張概要  &lt;労働者側委員の主張&gt;  特定 (産業別) 最低賃金については、7 月 19 日に 6 業種の改正の申し出を行った。  特定 (産業別) 最低賃金は、未組織労働者の労使交渉を補完するものである。  新繊維工業最低賃金については、他産業に比べると金額は低くなると思われるが、滋賀県の伝統的な産業であり、今後の産業の安定・人材確保のためにも特定 (産業別) 最賃を復活させていただきたい。  各種商品小売業については、百貨店等の売上高 (本年 1 月から 6 月) が前年に比し大きく改善している。生活に必要な産業であり、店頭で働くエッセンシャルワーカーのためや同一労働同一賃金の観点を含め、特定 (産業別) 最賃への復活が必要である。  &lt;使用者側委員の主張&gt;  窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車の 4 業種の特定 (産業別) 最低賃金については、基本的には審議に応じる姿勢であるが、新繊維及び各種商品小売については、労働者側の意見を聞いて判断したい。  新繊維については、平成 29 年から地賃に埋没しており、出荷額は平成 3 年と比べ 1/4 に減少している。地賃においては、平成 28 年から令和 4 年まで引上げ額の累計額は 163 円であり、「新繊維と</p>

しては、地賃の引上げにより大幅な引上げをしたもの」と同等であると考えている。

窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車の4業種の特賃の平成29年から令和3年までの引上げ額の累計額は、68円から80円で、同期間の地賃は108円の引上げとなっていることから見ても、新繊維は地賃適用が妥当だと考える。

また、各種商品小売については、令和元年から地賃に埋没しており、適用労働者は平成22年に比べ半数以下になっている。

地賃においては、令和元年から令和3年までの引上げ額の累計額は57円であり、同時期と比較すると窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車の4業種の特賃の引上げ額の累計額は37円から45円となっていることから見ても、地賃適用で妥当だと考えている。

よって、新繊維及び各種商品小売の2業種については、他産業とのバランスを見ても、復活させる必要はないと考えている。

・改正申出のあった6業種の特賃(産業別)最低賃金のうち4業種については、改正の必要性有りとの結論に至ったが、新繊維及び各種商品小売については全会一致での結論が得られず、当該内容で小委員会報告を作成した。